

令和5年度
沼田市トライアル・サウンディング
実施要項

令和5年8月

沼田市

1 トライアル・サウンディング制度概要

トライアル・サウンディングは、市が保有する公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者等を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。暫定利用後、課題をフィードバックし、公共施設等の今後の活用方針に活かしていくため、市は民間事業者等の事業集客力、収益性、信用等を、また、民間事業者等は、使い勝手、採算性、立地条件等を確認することを目的としています。

2 対象施設

- ① 旧中央公民館跡地（沼田市東倉内町 8 2 9 - 1）

3 参加要件

参加対象者は、申込み時において、次の条件を全て満たす民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主または任意団体とします。

- (1) 対象施設の利活用について実施主体となりうる者
- (2) 真剣に地域の活性化に資する情熱を有している者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 2 年以内に手形交換所による取引停止処分（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）を受けていないこと。
- (5) 6 ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）を出していないこと。
- (6) 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。
- (8) 沼田市暴力団排除条例（平成 24 年沼田市条例第 21 号）に定める暴力団員等と密接な関係を有していないこと。
- (9) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

4 トライアル・サウンディング実施スケジュール

	内 容	日 程
1	実施要項公表	令和5年8月21日(月)
2	利用者募集・施設の暫定利用	令和5年8月21日(月) ～令和6年3月22日(金)
3	暫定利用に関するモニタリング・ヒアリング・使用実績表等の提出	暫定利用中及び終了後

5 トライアル・サウンディングの流れ

	内 容	日 程
1	事前相談・現地調査	事務局と日程調整のうえ随時実施
2	暫定利用受付	暫定利用を希望する民間事業者等から提案を受付 ※7.利用申請方法(1)書類提出に示す①～⑤の書類を提出してください。
3	提案審査	提案内容を事務局で審査します。
4	使用許可	採用事業は、行政財産使用許可となり、行政財産使用料は原則免除します。
5	暫定利用	許可内容に応じた暫定利用を実施します。 利用期間は、原則1日から1ヶ月程度までとします。各種イベントが重なった場合や予約状況、市において行政目的により使用する場合は、日時の変更をお願いする場合があります。
6	モニタリング・ヒアリング 使用実績表の提出	暫定利用中及び終了後に実施します。

6 留意事項

- (1) 暫定利用に係る全ての経費は、暫定利用者の負担とします。
- (2) 提出書類の著作権は作成者に帰属しますが、返却はいたしません。
- (3) 提出資料を事業以外の目的で使用したり外部に情報を漏らすことはありません。

- (4) 暫定利用にあたって知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。
- (5) 提案にあたっては、事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属することとします。
- (6) 提案の実施にあたっては、当該施設の現運営事業者及び施設所管課と十分協議のうえ行うこととします。
- (7) 今後、利用者の募集をする際、トライアル・サウンディングへの参加実績は後の選定プロセスに影響を与えるものではありません。

7 利用申請方法

(1) 提出書類

- ① 行政財産使用許可申請書
- ② 事業概要（任意様式）

利用希望者名・施策の名称・事業内容・スケジュールを記載してください。

- ③ 住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）

申請日から3ヶ月以内に取得したものに限りです。

- ④ 誓約書
- ⑤ 利用希望者等に関する基本事項

(2) 事前相談及び現地調査

提出書類作成のため、事前相談及び現地調査を希望する場合は、事前に事務局へ連絡し、日程調整したうえで実施することとします。現地調査にあたっては、施設管理者及び利用者への迷惑を及ぼさないこと、施設運営に支障のない範囲で行うこととします。

8 提案の要件

(1) 提案内容について

提案内容は、次の全てに該当するものとします。

- ① 対象施設に関するものであること。
- ② 確実に実施できる内容であること。
- ③ 対象施設を利用する利用者の利便性、サービス及び満足度が向上する提案内容であること。
- ④ 暫定利用にあたって、市の財政負担を求めるものではないこと。

(2) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ① 政治的または宗教的活動
- ② 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤ 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動
- ⑥ その他、市が本事業との関連性が低いと判断する行為

9 事業実施にあたって

（1） 責任及びリスク分担の考え方

トライアル・サウンディングにおける責任及びリスク分担の考え方は、暫定利用者が実施する事業については、暫定利用者が責任を持って遂行することとします。当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとします。

（2） 許可証の取扱い

行政財産使用許可書が交付された暫定利用者は、許可証に記載された条件のとおり公共施設を使用し、申請した利用内容に応じた事業を実施することができます。なお、使用期間中は、行政財産使用許可証を携行してください。

（3） 事業中止となる場合

申請した利用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただく（行政財産使用許可取消通知書を発行する）ことがあります。

10 モニタリング及びヒアリング

使用期間中、事務局が実施するモニタリング調査について、暫定利用者は協力すること及び暫定利用期間終了後、ヒアリングの場を設け、暫定利用者は利用実績をまとめた資料を市に提出することを暫定利用の条件とします。

11 事務局

沼田市総務部財政課 F M推進係

担当：須田

〒378-8501

群馬県沼田市下之町 888 番地

電話：0278-23-2111（内線 4046）

F A X：0278-24-5179

E - m a i l：kanzai@city.numata.gunma.jp